

日本はまた戦争をするのか Will Japan go to war again?

2015.9.2

川崎哲(ピースボート)

Akira Kawasaki, Peace Boat



日本は近い将来戦争をすると思しますか
Will Japan be involved in a war in near future?

それはなぜですか
Why do you think so?

中国人の53%、日本人の29%が「2020年まで
に戦争が起こりうる」(2014.9言論NPO／中国日報)

憲法9条を変えるべきだと思いますか
Should Japan revise Article 9 of the Constitution?

それはなぜですか
Why do you think so?

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

Japan's post-WWII Constitution

Promulgated on November 3, 1946

Came into effect on May 3, 1947

CHAPTER II RENUNCIATION OF WAR

Article 9.

- 1) Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.
- 2) In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

安保法制に賛成ですか、反対ですか
Do you support or oppose the Security Bills?

それはなぜですか
Why do you think so?



2014.7.1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定



- 1945.8 終戦(日本の敗戦)
- 1946.11 日本国憲法公布
- 1954.7 自衛隊発足
- 1972.10 政府見解「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」
- 1973.6 自衛権発動の3要件

Prime Minister Abe:

- Re-interpreting Article 9 to allow use of force overseas
- Lifting arms-export ban
- “Departure from post-WWII regime” - history revisionism

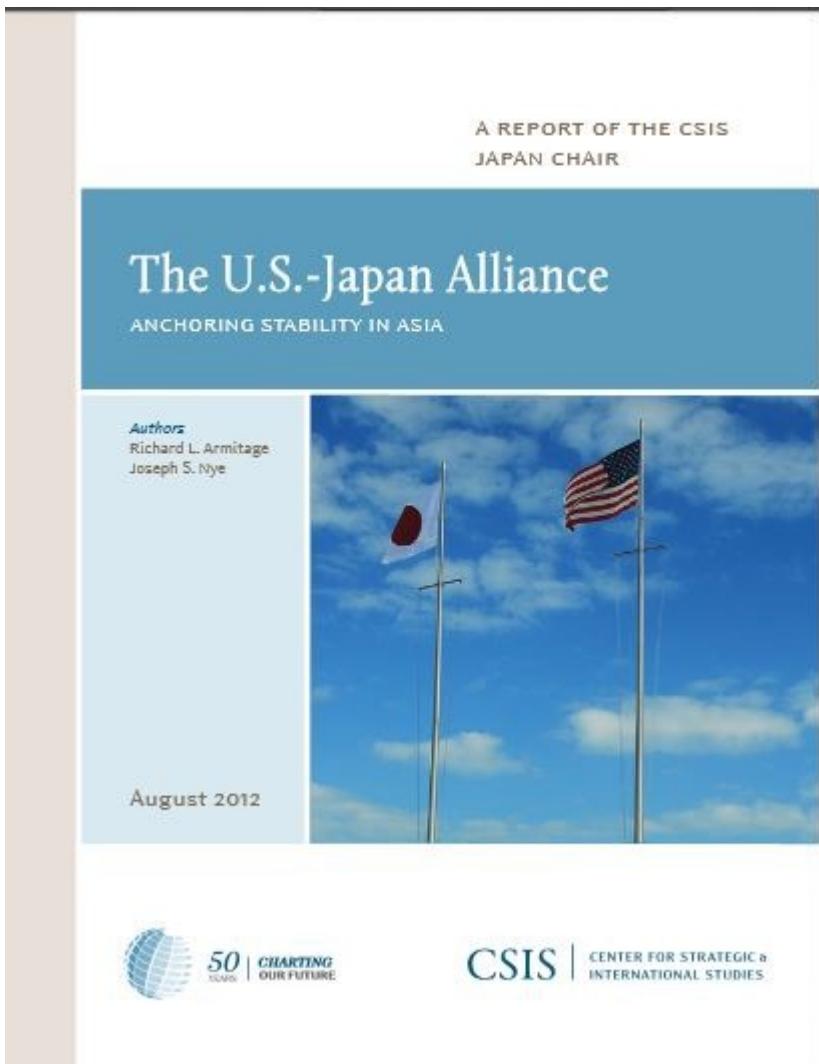


自衛の措置としての武力の行使の 新三要件 (2014.7.1 閣議決定)

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

アーミテージ・ナイ 報告(2012.8)

- 原発推進
- TPP交渉参加
- 秘密保護法制定
- 武器輸出三原則緩和
- 日本版NSC設置
- 海賊との戦い
- シーレーン
- 米軍と自衛隊が平時から戦時まですべての環境に対処
- ホルムズ海峡封鎖時に掃海艇派遣
- PKO 他国の部隊保護



Japan's defense

- 1954 Self-defense force (SDF)
“Defensive defense”
- 1960 Japan-US Security Treaty

Expanding

- 1992 UN PKO law
- 1997 US-Japan defense guidelines
- 2014 Collective self-defense decision

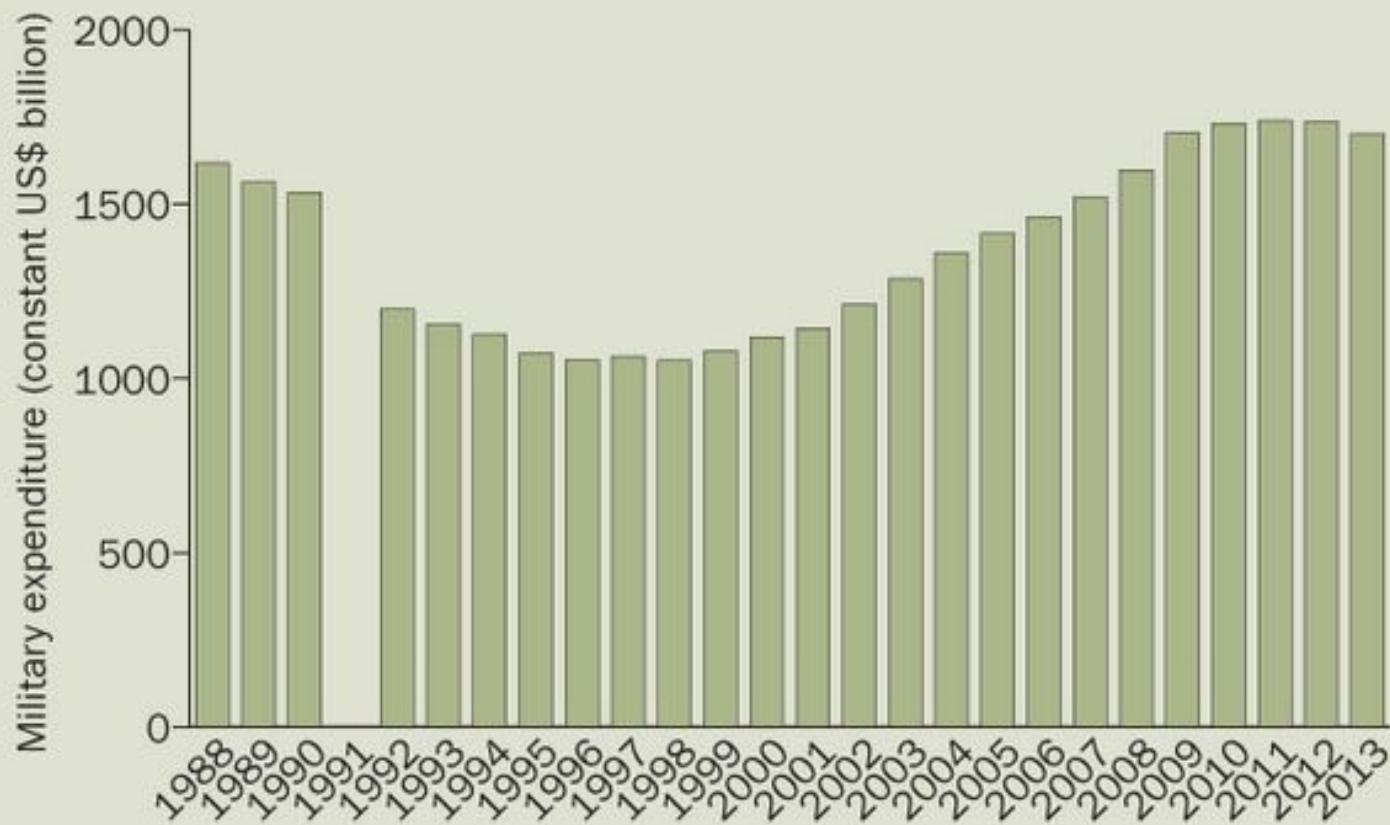
日米防衛 ガイドライン 改定

2014.10 中間報告
2015.4 発表



- **切れ目のない**、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米同盟の**グローバルな性質**
- 地域の他のパートナーとの協力
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となっての同盟としての取り組み

World military expenditure, 1988–2013



The totals are based on the data on 172 states in the SIPRI Military Expenditure Database, <http://www.sipri.org/databases/milex/>. The absence of data for the Soviet Union in 1991 means that no total can be calculated for that year.



米国の「国防予算」削減の動き →同盟国への要請拡大



日本:

「米国は日本が集団的自衛権問題の検討を歓迎」
「尖閣諸島に日米安保条約が適用」

米国:

「日中間で対話や信頼醸成ではなく、事態がエスカレートしていくのを看過するのは重大な誤り」
(2014.4オバマ大統領来日時)

ニューヨークタイムズ の安倍政権への論評

The New York Times

2013.1.3 歴史を否定しようとする企て

2013.12.29 教科書で歴史を修正

2013.12.31 武器ではなく平和憲法を輸出せよ

2014.3.3 靖国神社参拝 危険な修正主義

2014.5.8 憲法が政府の気まぐれで変えられてはならない



日米外交・防衛官僚

「日本はより大きな
責任を果たせ」

日本の武力行使は
「なお限定的」

歴史修正主義への
懸念

日本の戦争に巻き込
まれる？

アメリカの戦争に
巻き込まれる？

日本はアメリカの要請を
断れるのか？

「戦後レジームからの脱却」

安倍首相、「右翼」政治家

東アジアで高まる緊張

国の存立を全うし、国民を守るために 切れ目ない安全保障体制の整備について 2014.7.1 閣議決定

1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

- ・離島警備 手続迅速化(治安出動、海上警備行動)
- ・米軍を防護するための武器使用

2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献

- ・「非戦闘地域」→「現に戦闘を行っている現場」
- ・PKO: 駆けつけ警護、任務遂行のための武器使用

3. 憲法9条の下で許容される自衛の措置

- ・武力の行使「新3要件」。国際法上は集団的自衛権
- ・民主的統制、原則として事前の国会承認

安保法制の基本的問題点

■「武力行使できる」事態

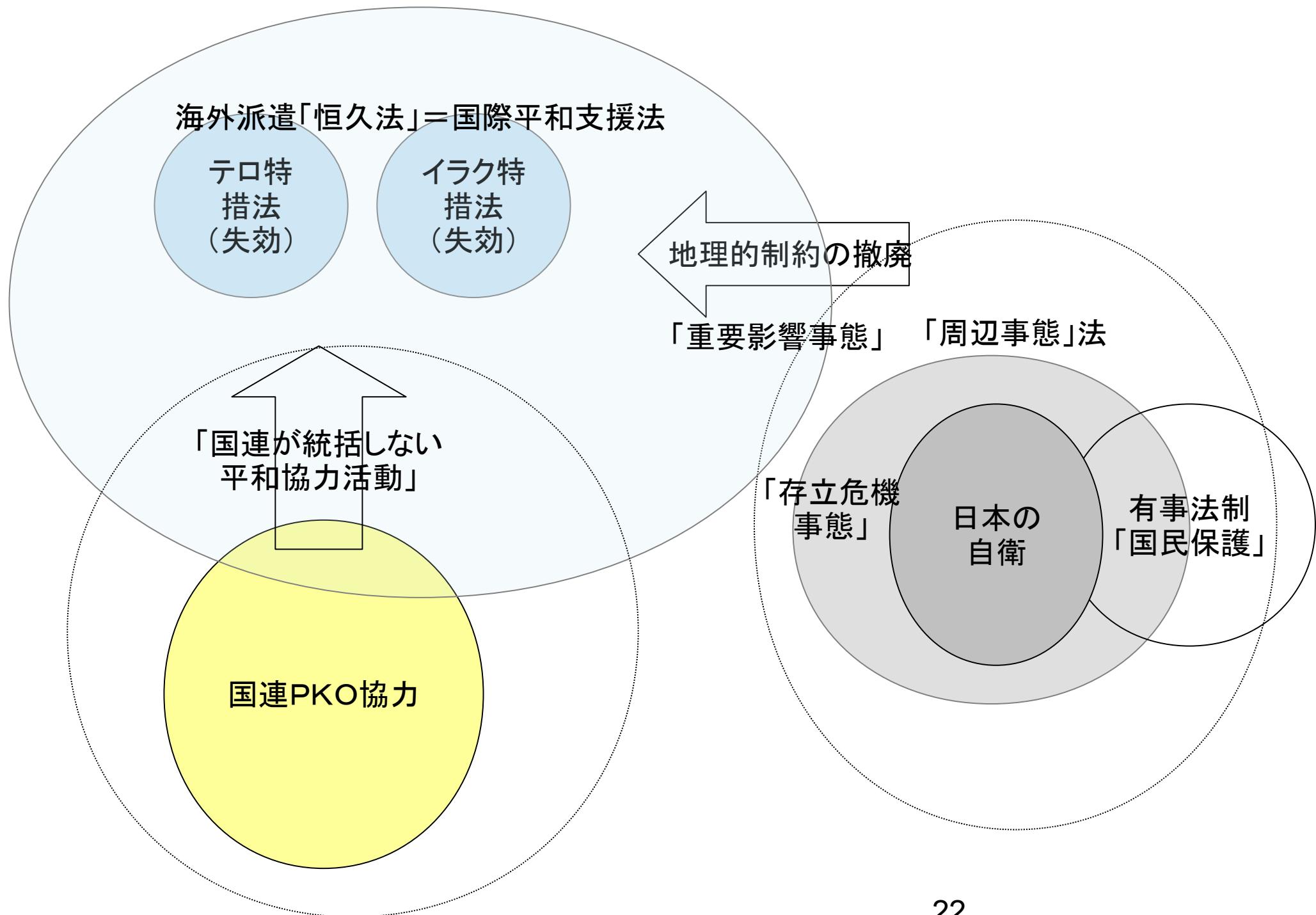
日本が攻撃されていない事態でも、自衛隊が出動しうる

- ・「自衛」とは？
- ・有事と平時の切れ目が曖昧化

■「武力行使できない」事態

「武力行使でない」といいつつ武力行使に近づいていく

- ・後方支援
- ・武器使用基準

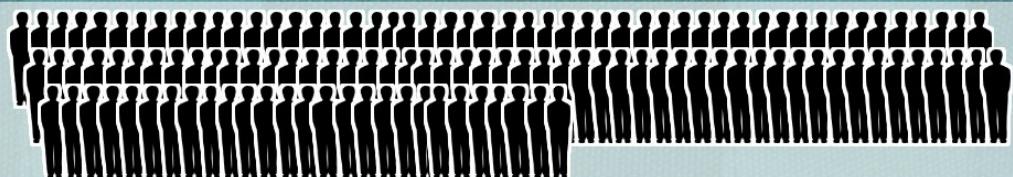


国会審議での主な問題点

- 集団的自衛権の「違憲性」
- 個別の自衛権でも？
- 海外派兵は許されるのか
- 専守防衛の変更／放棄
- ホルムズ海峡での機雷除去 ぶれる
- 乱立する「事態」 相互矛盾も
- 自衛隊員の「リスク」 実態としての戦闘の危険
- 「武力行使との一体化」
- 人道活動をむしろ危険に

Q2.今回の安保法制は、憲法違反にあたると考えますか？

憲法違反にあたる



127人

憲法違反の疑いがある



19人

憲法違反の疑いはない



3人

(回答なし2人)



集団的自衛権問題研究会による論点整理 『世界』 2015年6月号、7月号、8月号

- 1 他国軍の支援に「国際法上の正当性」は確保されるのか
- 2 「民主的統制」は確保されるか
- 3 自衛隊員の「安全」と武器使用基準の緩和
- 4 「手続き迅速化」と「他国軍防衛」は何をもたらすか
- 5 国民保護と自治体の役割はなぜ議論されないのか
- 6 安部首相の政治手法には大きな問題がある
- 7 海外での武力行使に歯止めがかかっていないのではないか
- 8 「専守防衛」を破棄するのか
- 9 新ガイドラインは「日本防衛」を強化したか
- 10 国際社会はどう見ているか
- 11 人道支援活動にどのような影響を与えるか
- 12 殺し、殺されるリスクは増大するのではないか
- 13 なぜホルムズ海峡にそれほどこだわるのか
- 14 中国の「脅威」はどこまでリアルな話なのか
- 15 行政権力の肥大化は「いつか来た道」ではないか

事実上の「米軍協力法制」



安倍首相の説明

- 「国民の命を守る」
- 「抑止力が高まることによって、より戦争に巻き込まれることはなくなる」
- 「自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません」

- 「**抑止力を高めること**によって
戦争が起きにくくなる」
- 中国の反応 一領土問題
- 韓国の反応 一歴史問題
- 中国人の53%、日本人の29%が「2020年まで
に戦争が起こりうる」(2014.9言論NPO／中国日報)

世界は、9条をえらび始めた。



9条世界会議

GLOBAL ARTICLE NINE CONFERENCE TO ABOLISH WAR

「武力による平和」へ



1. 紛争の予防と平和的解決
2. 資源を軍備から人間に
3. 平和に生きる権利

Why Article 9?

- Hiroshima, Nagasaki, August 6 and 9, 1945
 - More than 200,000 killed
- Japan under US rule - disarmed.
- **Pledge to Asia and the world** not to repeat the mistake.

安保論議の大前提



■紛争の平和的解決

武力行使は「他に手段がないとき」のみ

■いたずらに自衛隊を危険にさらさない

「必要最小限」、専守防衛

「戦死」が現実味を帯びる時代に

●東アジア共同体へ

●非軍事的な安全保障、国際貢献

●非国家主体の脅威に対処

集団的自衛権問題研究会
<http://www.sjmk.org/>

News & Review

川崎哲
kawasaki@peaceboat.gr.jp